**平成２４年（フ）第２２号**
京都市右京区梅津北川町23番地９
債務者　伊藤　誠治
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第４４号**
京都市西京区大原野東竹の里町２丁目１番地16棟108号
債務者　清水裕美子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第１０７１号**
兵庫県西宮市高須町１丁目１番17―609号
債務者　舩橋清左衞門
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第１０８１号**
兵庫県芦屋市宮塚町２番15―405号
債務者　黒岩　恭子
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第１１１４号**
兵庫県尼崎市神田北通２丁目17番地　メゾンオリエント306号、前住所兵庫県尼崎市昭和通６丁目203番地の１藤和ハイタウン1503、前々住所兵庫県川西市緑が丘１丁目18番16号
債務者　遊上　仁子（旧姓小北）
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第１７０号**
広島県三原市本町３丁目４番４号
債務者　広元　孝丸
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

**平成２３年（フ）第３８３号**
佐賀県佐賀市大和町大字尼寺1174番地１
債務者　坂本　浩利
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第４０１号**
佐賀県鳥栖市村田町762番地１　プロフィット村田305
債務者　橋本　直樹
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第４０８号**
佐賀県佐賀市開成２丁目11番５号
債務者　境　　幸浩
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第４２５号**
佐賀市大和町大字久池井1018番地１
債務者　高崎かなえ
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第４３３号**
佐賀市久保田町大字徳万2265番地12
債務者　龍ケ江　良
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第４３４号**
佐賀市久保田町大字徳万2265番地12
債務者　龍ケ江純子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第６号**
佐賀県佐賀市大和町大字久池井1855番地４
債務者　高崎　　翔
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第５０６号**
宮崎市清武町今泉甲3632番地28
債務者　岩切　美貴
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第３号**
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江1918番地　水谷住宅１
債務者　柄本真利子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第５２号**
宮崎県日南市大字平野4273番地
債務者　濵田めぐみ
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

**平成２３年（フ）第１９４号**
宮崎県都城市上川東１丁目17号10番地アルバーレ625・101号室、前住所宮崎県都城市志比田町7186番地３プランドールソフィア105号
債務者　原田　正成
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
宮崎地方裁判所都城支部